

徳島県訓令第5号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

機構改革に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(職員の表彰に関する規程の一部改正)

第一条 職員の表彰に関する規程(昭和二十七年徳島県訓令第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「、監察局長」を削り、「(以下「総合県民局」という。)の長」を「の長又は知事戦略公室長(以下「県民局長等」という。)」に改める。

第五条第一項及び第二項中「総合県民局長」を「県民局長等」に、「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第六条中「総合県民局長」を「県民局長等」に改める。

様式第一号中「、」を「、」に改め、「㊟」を削る。

様式第二号中「㊟」を削る。

(徳島県公印規程の一部改正)

第二条 徳島県公印規程(昭和二十九年徳島県訓令第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「監察局長印及び監察局印」を「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」に改め、「、局長印及び局印」を削る。

第三条第一項中「危機管理環境部消防保安課」を「危機管理部消防保安課」に改め、同条第三項第三号を次のように改める。

三 徳島県こども女性相談センター

第六条第一項中「法制文書課長」を「企画総務部総務監察課法制文書室長(以下「法制文書室長」という。)」に、「監察局長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「会計課長が管守し」を「出納局会計課長(以下「会計課長」という。)」が管守し」、「新調(行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。)、改刻又は廃棄する」を「新調(行政組織の改廃等のため新規に作成することをいう。以下同じ。)、改刻又は廃棄する」に改め、同条第三項中「監察局長印及び監察局印」を「知事戦略公室長印及び知事戦略公室印」に改め、「又は監察局」を削り、「の長」の下に「又は上席秘書幹」を加え、「監察局長の」を「知事戦略公室長の」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「税務課長」を「企画総務部税務課長」に、「新調、改刻又は廃棄する」を「新調、改刻又は廃棄する」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「監察局長」を「企画総務部長」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「

「監察局長」を「企画総務部長」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項を第七項とする。

第八条中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改める。

第九条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第一項中「かかる公印を新調、改刻又は廃棄した」を「係る公印の新調、改刻又は廃棄をした」に、「先立ち、前条」を「先立ち、前条の規定」に改め、同条第二項中「かかる」を「係る」に、「を廃棄しようとする」を「の廃棄をしようとする」に、「ときはその」を「ときは、その」に、「まつ消」を「抹消」に改める。

第十条中「を新調、改刻又は廃棄した」を「の新調、改刻又は廃棄をした」に改める。

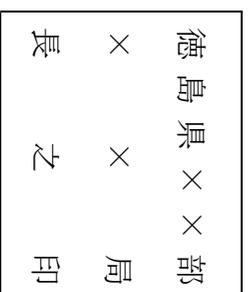
第十二条中「監察局長」を「企画総務部長」に改め、「徴し」の下に「、」を加え、「を求め」を削り、「を提出せしめる」を「の提出を求める」に改める。

第十四条第一項中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改め、同条第二項中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改め、同項第一号中「主務課長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加え、同条第三項中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改める。

「 監察局長印

出納局長印

局長印



別表中

(23×23)

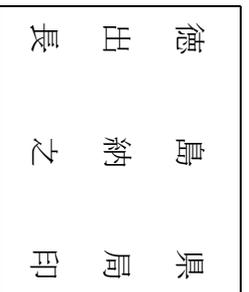
(23×23)

(20×20)

「 知事戦略公室長印

出納局長印

「 監察局印



(23×23)

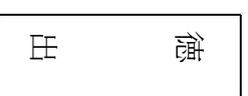
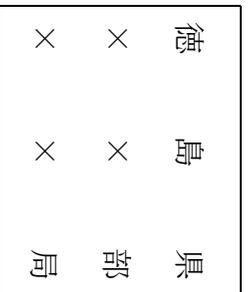
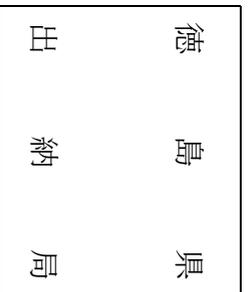
(23×23)

(45×45)

出納局印

局印

「 知事戦略公室印



(45×45)

(30×30)

(45×45)

印	通
登	印

に改める。

(45×45) 一

(加賀須野橋可動橋操作要領の一部改正)

第三条 加賀須野橋可動橋操作要領(昭和三十一年徳島県訓令第六百三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改め、同条第二項中「てんまつ」を「てん末」に改める。

(徳島県統計調査調整規程の一部改正)

第四条 徳島県統計調査調整規程(昭和三十七年徳島県訓令第四百九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削る。

第三条第一項中「政策創造部を」を「企画総務部を」に改め、「の長」の下に「及び知事戦略公室長」を、「課」の下に「又は知事戦略公室」を加え、「政策創造部長」を「企画総務部長」に改め、同条第二項中「政策創造部長」を「企画総務部長」に改める。

第四条中「統計データ課を」を「企画総務部統計課を」に改め、「の長」の下に「(知事戦略公室にあつては、上席秘書幹)」を加え、「統計データ課長」を「企画総務部統計課長」に改める。

様式第一号中「~~知事戦略公室~~」を「企画総務部」に、「~~知事戦略公室長~~」を「~~知事戦略公室~~」に改め、「~~課~~」を削り、「、」を「、」に、「すべて」を「全て」に改める。

(徳島県広報事務処理規程の廃止)

第五条 徳島県広報事務処理規程(昭和三十八年徳島県訓令第五百六十九号)は、廃止する。

(徳島県職員服務規程の一部改正)

第六条 徳島県職員服務規程(昭和四十年徳島県訓令第四百九十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に、「人事課長」を「企画総務部人事課長(以下「人事課長」という。)」に改め、同条第六項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五条第二項中「平成四年徳島県人事委員会規則七―四」を「徳島県人事委員会規則七―四」に改める。

第十四条第一項中「昭和四十年徳島県人事委員会規則七―一」を「徳島県人事委員会

規則七―一」に改める。

第十八条中「昭和四十年人事委員会規則八―二」を「徳島県人事委員会規則八―二」に改める。

第二十条中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第二十七条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第三十五条の三中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第三十八条第二項中「行なう」を「行う」に改める。

第四十条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

様式第十号の三中「**四**」を削る。

様式第十号の四から様式第十号の六まで及び様式第十二号中「**四**」を削り、「**一**」を「**一**」に改める。

（徳島県行政資料管理規程の一部改正）

第七条 徳島県行政資料管理規程（昭和四十三年徳島県訓令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「統計データ課長」を「企画総務部統計課長」に改める。

第三条中「行なう」を「行う」に、「統計データ課」を「企画総務部統計課」に改める。

第四条第一項中「並びに県立総合高等学校本部」を「、知事戦略公室」に、「、徳島県産業人材育成センター及び」を「並びに」に改め、「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加え、同条第二項中「管財課長」を「企画総務部管財課長」に改める。

第六条中「政策創造部長」を「企画総務部長」に改める。

（職員の仕事評価及び自己申告制度実施規程の一部改正）

第八条 職員の仕事評価及び自己申告制度実施規程（昭和四十五年徳島県訓令第七百二十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「人事課長」を「企画総務部人事課長（以下「人事課長」という。）」に改める。

（徳島県営林経営規程の一部改正）

第九条 徳島県営林経営規程（昭和四十六年徳島県訓令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「第一条第七号」を「第一条第八号」に改める。

（徳島県営有車両整備管理実施規程の一部改正）

第十条 徳島県営有車両整備管理実施規程（昭和四十七年徳島県訓令第七号）の一部を次のように改正する。

第三条中「管財課」を「企画総務部管財課」に改める。

。第四条第二号ロ、第五条及び第六条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める

。第七条中「管財課長」を「企画総務部管財課長（以下「管財課長」という。）」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

（徳島県行政考査規程の一部改正）

第十一条 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（考査の実施）

第三条 考査は、随時行う。

第四条第三項中「監察評価課」を「企画総務部総務監察課」に改める。

第五条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「関係課等の長」を「関係する課及び課内室、東部各局、センター等（徳島県行政組織規則（昭和四十二年徳島県規則第十五号）第四条第三号に規定するセンター等をいう。）並びに総合県民局長、労働委員会及び収用委員会の事務局長並びに上席秘書幹（以下「関係課等の長」という。）」に改め、同項を同条第二項とする。

第六条中「行なわれる」を「行われる」に改める。

（徳島県土地利用対策会議設置規程の一部改正）

第十二条 徳島県土地利用対策会議設置規程（昭和四十八年徳島県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第一条第八号」を「第一条第九号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

部	課
危機管理部	消防保安課 安全衛生課
企画総務部	管財課 市町村課
観光スポーツ文化部	観光政策課
生活環境部	サステナブル社会推進課 環境指導課 環境管理課
経済産業部	企業支援課
農林水産部	林業振興課 水産振興課 農山漁村振興課 生産基盤課 森林土木・保全課
県土整備部	用地対策課 高規格道路課 都市計画課 河川政策課 砂 防災課 港湾政策課

（徳島県道路維持補修規程の一部改正）

第十三条 徳島県道路維持補修規程（昭和四十九年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「道路整備課長」を「県土整備部道路整備課長（以下「道路整備課長」という。）」に改める。

（徳島県職員安全衛生管理規程の一部改正）

第十四条 徳島県職員安全衛生管理規程（昭和六十一年徳島県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「、徳島県産業人材育成センター」を削り、同条第四号中「（徳島県産業人材育成センターを除く。）」を削り、同条第六号中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「、徳島県産業人材育成センター」を削る。

第三条第二項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改め、同条第三項中「経営戦略部職員厚生課長」を「企画総務部職員厚生課長（以下「職員厚生課長」という。）」に改める。

第四条第二項中「経営戦略部職員厚生課長」を「職員厚生課長」に改め、同条第四項中「経営戦略部職員厚生課副課長」を「企画総務部職員厚生課副課長」に改める。

第五条第二項中「長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第十一条第九項中「経営戦略部職員厚生課」を「企画総務部職員厚生課（以下「職員厚生課」という。）」に改める。

第三十二条第七項中「経営戦略部職員厚生課」を「職員厚生課」に改める。

（徳島県職員研修規程の一部改正）

第十五条 徳島県職員研修規程（平成七年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

（県庁総合サービスネットワーク運営規程の一部改正）

第十六条 県庁総合サービスネットワーク運営規程（平成十二年徳島県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「並びに県立総合大学校本部並びに」を「、知事戦略公室、」に、「センター等及び」を「センター等並びに」に改め、同条第七号中「経営戦略部スマートフォン推進課長」を「企画総務部情報政策課行政DX推進室長」に改め、同条第八号中「所屬長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第十四条中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

（徳島県工事検査規程の一部改正）

第十七条 徳島県工事検査規程（平成十二年徳島県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「出納局公共入札検査課長」の下に「（以下「公共入札検査課長」という。）」を加える。

第四条第一項中「並びに県立総合大学校本部並びに」を「、」に、「センター等及び」を「センター等並びに」に改め、「長」の下に「並びに上席秘書幹」を加える。

第五条及び第十条中「出納局公共入札検査課長」を「公共入札検査課長」に改める。

（徳島県法規審議委員会規程の一部改正）

第十八条 徳島県法規審議委員会規程（平成十三年徳島県訓令第十号）の一部を次のよう

に改正する。

第三条第二項中「監察局長」を「企画総務部長」に、「監察局次長」を「企画総務部副部長（企画総務部副部長が二人以上置かれているときは、委員長が指定する企画総務部副部長）」に改め、同条第三項第二号を次のように改める。

二 企画総務部総務監察課長、人事課長、財政課長、管財課長及び市町村課長

第四条第三項中「監察局監察評価課長」を「企画総務部総務監察課長」に改める。

第六条第一項中「県立総合大学校本部」を「知事戦略公室」に改め、「徳島県産業人材育成センター」を削り、「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）」を加える。

第八条第二項中「監察局長」を「企画総務部長」に改める。

第九条中「監察局法制文書課」を「企画総務部総務監察課法制文書室」に改める。

（附属機関の委員等の指定に関する訓令の一部改正）

第十九条 附属機関の委員等の指定に関する訓令（平成十七年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

徳島県交通安全対策会議		徳島県石油コンビナート等防災本部		徳島県防災会議		徳島県国民保護協議会		附属機関
幹事	委員	幹事	本部長	幹事	委員	委員	委員等	職
消防保安課長 いきがい課長	消費者政策課長 障がい福祉課長 医療政策課長 道路整備課長 長寿	防災対策推進課長 康寿命推進課長 計画課長 災部長	政策監 危機管理部長	防災対策推進課長 経済産業政策課長 長 局地域創生観光部次長	政策企画課長 保健福祉政策課長 砂防防災課	政策監		

		計画課長
徳島県固定資産 評価審議会	委員	企画総務部長
徳島県薬事審議 会	幹事	保健福祉政策課長 医療政策課長 健康寿命推進課長 薬務課長
徳島県障がい者 施策推進協議会	幹事	生活環境政策課長 労働雇用政策課長 健康寿命推進 課長 障がい福祉課長 住宅課建築指導室長
徳島県都市計画 審議会	幹事	県土整備部長 環境指導課長 生産基盤課長 高規格 道路課長 道路整備課長 都市計画課まちづくり室長 住宅課長 河川整備課長 水環境整備課長
徳島県開発審査 会	幹事	県土整備部長 県土整備部副部長（技術全般を担当す る者に限る。） サステナブル社会推進課長 環境指 導課長 環境管理課長 生産基盤課長 森林土木・保 全課長 用地対策課長 道路整備課長 都市計画課長 住宅課長 河川政策課長 河川整備課長 砂防防災 課長
徳島県地方港湾 審議会	幹事	県土整備部長 港湾政策課長

（徳島県兼務発令に関する規程の一部改正）

第二十条 徳島県兼務発令に関する規程（平成二十二年徳島県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表を次のように改める。

職	兼ねる職
徳島県防災人材育成センター所長	徳島県消防学校長
徳島県防災人材育成センター次長	徳島県消防学校副校長
危機管理部消費者政策課長	徳島県消費者情報センター所長
観光スポーツ文化部文化資源活用課長	徳島県立埋蔵文化財総合センター所長

観光スポーツ文化部文化資源活用課副課長	徳島県立埋蔵文化財総合センター副課長
徳島県中央こども女性相談センター所長	徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮長
徳島県立農林水産総合技術支援センター資源環境研究課長	徳島県立農林水産総合技術支援センター病害虫防除所長

第三条（見出しを含む。）中「危機管理環境部消費者くらし安全局安全衛生課」を「危機管理部安全衛生課」に改める。

第五条中「危機管理環境部消費者くらし安全局消費者政策課」を「危機管理部消費者政策課」に改める。

第八条を削り、第七条を第八条とする。

第六条の見出し及び同条第一項中「経営戦略部税務課」を「企画総務部税務課」に改め、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（企画総務部政策企画課への兼務）

第六条 徳島県東京本部の職員のうち、当該本部の庁舎で勤務することを命ぜられた者は、企画総務部政策企画課の兼務を命ぜられたものとする。

2 徳島県関西本部の職員のうち、当該本部の庁舎で勤務することを命ぜられた者は、企画総務部政策企画課の兼務を命ぜられたものとする。

第九条の見出しを「（徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮への兼務）」に改め、同条中「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮の」に、「徳島県立婦人保護施設しらぎく寮長」を「徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮長」に改める。

第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第十一条とする。

（徳島県副知事の担任意務に関する規程の一部改正）

第二十一条 徳島県副知事の担任意務に関する規程（令和五年徳島県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロを次のように改める。

ロ 知事戦略公室、企画総務部、観光スポーツ文化部（観光政策課を除く。）、生活環境部（生活環境政策課国際交流室を除く。）及びこども未来部に関すること。

第二条第二号イ中「保健福祉部、商工労働観光部」を「観光スポーツ文化部（観光政策課に限る。）、生活環境部（生活環境政策課国際交流室に限る。）、経済産業部」に改め、同号中ロを削り、ハをロとし、ニをハとする。

（徳島県公文書管理規程の一部改正）

第二十二条 徳島県公文書管理規程（令和五年徳島県訓令第十一号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条第一項を除く。）中「法制文書課長」を「法制文書室長」に改める。

第一条中「以下」を「次条、第五条、第十一条、第三十条第一項及び第三十四条第三項において」に改める。

第二条第一項第一号中「徳島県産業人材育成センター」を「知事戦略公室」に改め、同項第三号中「第九条第一項及び第二項」を「第九条」に改める。

第三条第一項中「監察局法制文書課長」を「企画総務部総務監察課法制文書室長」に、「法制文書課長」を「法制文書室長」に改め、同条第二項中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹）を加える。

第四条第二項中「の長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加える。

第六条第二項第一号中「徳島県産業人材育成センター及び」を削り、同条第四項第二号中「長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加える。

第七条中「監察局法制文書課」を「企画総務部総務監察課法制文書室」に、「法制文書課」を「法制文書室」に改める。

第九条第一項中「法制文書課」を「法制文書室」に改める。

第十二条第一項中「長」の下に「（知事戦略公室にあつては、上席秘書幹。以下同じ。）」を加え、同条第二項第二号中「いう」の下に「。以下「専用システム」という」を加え、同条第三項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 専用システムに立案の様式が登録されている事案 当該様式を用いる方法

第二十条中「監察局長」を「企画総務部長」に改める。

第二十二条中「法制文書課の」を「法制文書室の」に改める。

第二十三条第一号中「法制文書課」を「法制文書室」に改める。

第二十六条第一項中「法制文書課」を「法制文書室」に改め、同条第二項第三号中「発送日を」の下に「登録し、又は」を加え、同条第三項第三号中「経営戦略部スマート県庁推進課長」を「企画総務部情報政策課行政DX推進室長」に改める。

第三十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第七条第一項ただし書の公文書管理規程で定める期間は、一年とする。

第三十四条第三項中「。以下」を「。第三十六条第三項において」に改める。

第三十六条の見出し中「等」を削り、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 規則第四条第一項の公文書管理規程で定める期間は、一年とする。

第四十条第一項第一号中「押印し、かつ、文書件名簿に記録する」を「押印する」に改める。

第四十八条第二項中「行い、その結果を監察統括監に報告する」を「行う」に改める。

第五十条中「監察局長」を「企画総務部長」に改める。

附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 改正前の徳島県文書規程第四条第四項第一号及び第二号に掲げる文書については、令和六年一月一日から同年三月三十一日までの間に暦年による一連番号が付された文書に限り、新規程の相当規定により暦年による一連番号を付されたものとみなす。
別表第一中県立総合大学校本部の項及び徳島県立保健製薬環境センターの項を削り、徳島県立鳥居龍蔵記念博物館の項の次に次のように加える。

―徳島県立保健製薬環境センター―

―和 機 々―

別表第一徳島県立婦人保護施設しらぎく寮の項を次のように改める。

―徳島県立女性自立支援施設しらぎく寮

―女 機 四―

別表第一徳島県産業人材育成センターの項を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後のそれぞれの訓令の様式に相当するこの訓令による改正前のそれぞれの訓令に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。